

2 5 地方消費者行政に対する支援について

(財務省、消費者庁)

【内容】

- (1) 消費者被害が年々複雑化する中で、消費者被害の未然防止・問題解決に取り組む地方消費者行政の充実を図るため、交付金の創設など所要の財政措置を講じること。
- (2) 高齢者の消費者トラブル防止などの全国的な事案については、国レベルにおいても、より積極的な啓発・注意喚起を行うこと。

(背景)

消費者安全法により、都道府県及び市町村は、消費生活相談等の事務を実施することとされており、また、消費者基本法では、「消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、(中略)消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利である」とされている。

消費者庁は、地方消費者行政の充実のため、平成20年度に「地方消費者行政活性化交付金(以下、「交付金」という。)」を交付した。

本県では、交付金により消費者行政活性化基金を設置し、この基金を財源として、消費者被害未然防止に向けた啓発活動や相談体制の充実、市町村への補助金の交付を行ってきた。基金を活用して消費生活相談窓口を新設した市町村もあり、平成24年5月には県内全ての市町村に窓口が設置された。なお、基金事業の実施は、当初の予定から1年延長され、平成24年度までとなっている。

このような中、消費者庁が策定した「地方消費者行政の充実・強化のための指針」(平成24年7月)では、「自治体への期待」として、消費生活相談体制の充実や都道府県による市町村への支援を挙げ、消費者行政活性化基金の廃止後の新たな財政支援を設けることが必要とされており、自治体の自立に向けた道筋がつくまでの間は、補助率10/10の交付金の創設など財政措置の継続が必要である。

なお、消費者委員会は、当面の間は自治体に対する財政支援を継続すべきであるとのほか、全国的な問題に対する消費者啓発等、国レベルで一元的に実施した方が効率的かつ効果的な事項については、国や国民生活センターがより積極的に実施するべきであるとの建議を行っている(平成24年7月)。

また、平成24年8月には消費者教育の推進に関する法律が公布され、地方公共団体は消費者教育の推進に関し、施策を策定し、実施する責務を有することとなった。

さらに、全閣僚らで組織する消費者政策会議において、首相からの指示によりまとめられた「消費者安心アクションプラン(原案)」(平成24年9月)では、集中的に取り組む課題として「高齢者の消費者トラブルの防止」等が掲げられており、高齢者の消費者トラブル防止のための施策を強化するなど、地方消費者行政の充実が求められている。

(参 考)

消費者行政活性化基金の概要

(1) 予算規模 (追加交付分を含む)

全国 約 228 億円

愛知県 約 7.16 億円(他に地域活性化・生活対策臨時交付金からの積立 0.3 億円)

(2) 事業実施主体

県及び市町村

(3) 事業内容

機材の設置など消費生活相談窓口の強化、消費生活相談員の人件費補助、消費生活相談員のレベルアップを図るための研修参加支援、消費者被害未然防止のための啓発、など

(4) 補助率

10/10

愛知県及び県内市町村の消費者行政予算の推移

(単位：千円)

		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
愛知県	自主財源	123,300	118,932	116,075	119,532	105,718
	基金	-	44,281	163,059	86,222	87,612
	計	123,300	163,213	279,134	205,754	193,330
市町村	自主財源	268,380	249,635	249,665	241,777	237,694
	基金	-	40,378	102,583	125,060	132,594
	計	268,380	290,013	352,248	366,837	370,288

20 年度から 23 年度は最終予算額、24 年度は当初予算額

愛知県内の市町村における消費生活センター等の設置数の推移

	20 年度末	21 年度末	22 年度末	23 年度末	24 年 5 月末
消費生活センターを設置している市	7	7	8	8	8
消費生活相談窓口を設置している市町村	37	41	42	45	46
消費生活相談窓口未設置の市町村	17	9	7	1	0
市町村数	61	57	57	54	54

愛知県における消費生活相談件数の推移

(単位：件)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
相談件数	19,143	17,475	17,000	16,972
内 70 歳代以上	1,785	2,042	2,158	2,245